4章 外壁改修工事

1節 共通事項

4.1.1 一般事項

この章は、コンクリート打放し仕上げ外壁、モルタル塗り仕上げ外壁、タイル張り仕上げ外壁 及び塗り仕上げ外壁のひび割れ部、欠損部及び浮き部の補修並びに仕上げの改修を行う工事に 適用する。また、1章[各章共通事項]と併せて適用する。

4. 1. 2 基本要求品質

- (1) 外壁改修工事に用いる材料は、所定のものであること。
- (2) 外壁の仕上り面は、所定の形状及び寸法を有し、所要の状態であること。
- (3) タイル及び左官工事で塗り付けた材料には、有害な浮きがないこと。
- (4) 塗膜は、耐久性、耐火性等に対する有害な欠陥がないこと。

4. 1. 3 施工一般

- (1) 施工中に降雨及び降雪にさらされないようにする。
- (2) 仕上げ面の汚れ及び急激な乾燥を防止するために、必要に応じて、シート掛け、水湿し 等を行う。
- (3) 気温が5℃以下の場合は、施工を行わない。ただし、やむを得ず、施工する場合は、板覆い、 シート掛け等を行うほか、ヒーター等で採暖する。
- (4) 近接する他の部材や建築物を汚損しないように、ビニル張り、板囲い、シート掛け等の 適切な養生を行う。
- (5) 施工の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周 辺環境の保全に努める。

4.1.4 改修工法の種類

- (1) コンクリート打放し仕上げ外壁は、次による。
 - (ア) ひび割れ部改修工法は次により、種類は特記による。
 - (a) 樹脂注入工法
 - (b) Uカットシール材充填工法
 - (c) シール工法
 - (イ) 欠損部改修工法は、充填工法による。
- (2) モルタル塗り仕上げ外壁は、次による。
 - (ア) ひび割れ部改修工法は次により、種類は特記による。
 - (a) 樹脂注入工法
 - (b) Uカットシール材充填工法
 - (c) シール工法
 - (イ) 欠損部改修工法は次により、種類は特記による。
 - (a) 充填工法
 - (b) モルタル塗替え工法
 - (ウ) 浮き部改修工法は次により、種類は特記による。
 - (a) アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
 - (b) アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
 - (c) アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法

公共建築改修工事標準仕様書対応 日本ペイント製品塗装仕様書

- (d) 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
- (e) 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
- (f) 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法
- (g) 充填工法
- (h) モルタル塗替え工法
- (3) タイル張り仕上げ外壁は、次による。
 - (ア) ひび割れ部改修工法は、樹脂注入工法による。
 - (イ) 欠損部改修工法は次により、種類は特記による。
 - (a) タイル部分張替え工法
 - (b) タイル張替え工法
 - (ウ) 浮き部改修工法は次により、種類は特記による。
 - (a) アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
 - (b) アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
 - (c) アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法
 - (d) 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
 - (e) 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
 - (f) 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法
 - (g) 注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法
 - (h) タイル部分張替え工法
 - (i) タイル張替え工法
 - (エ) 目地改修工法は次により、種類は特記による。
 - (a) 目地ひび割れ部改修工法
 - (b) 伸縮調整目地改修工法

4.1.5 改修後の塗り仕上げの種類

改修後の新規仕上げは次により、種類は特記による。

- (ア) 薄付け仕上塗材塗り
- (イ) 厚付け仕上途材塗り
- (ウ) 複層仕上塗材塗り
- (エ) 可とう形改修用仕上塗材塗り
- (オ) マスチック塗材塗り
- (カ) 外壁用塗膜防水材塗り

4.1.6 有害物質を含む材料の処理

- (1) 改修部における石綿含有建材の除去は、9章1節 [石綿含有建材の除去工事] による。
- (2) 改修部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されていることを発見した場合は、監督職員と協議する。